

看護教員養成講習会の 実施状況について（概要）

目的

各都道府県における「看護教員養成講習会実施要領」(平成一〇年三月四日健政発二四一号)に基づく看護教員養成講習会の実施状況及び課題から、現状を把握する。

対象

過去5年間(平成16～20年)に教員養成講習会を実施した都道府県

⇒ 22ヶ所 + 看護研修研究センター1ヶ所

過去5年間(平成16～20年)に教員養成講習会を実施していない都道府県

⇒ 25ヶ所

1. 過去5年(平成16～20年)に実施している22都道府県

(※部分のみ看護研修研究センターのデータを含む)

1) 受講者の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催都道府県数	11	10	10	13	12
総定員	440	435	410	519	489
応募者総数	527	457	464	533	507
受講者総数	419	390	397	470	458

2) 県外受講者について

受け入れ人数	0～24人								
受け入れている都道府県	22ヶ所								
受け入れに対する方針	<table> <tr> <td>定員が下回るため受け入れる</td> <td>10ヶ所</td> </tr> <tr> <td>県内者優先だが受け入れ可</td> <td>10ヶ所</td> </tr> <tr> <td>基本的に県内者のみ</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1ヶ所</td> </tr> </table>	定員が下回るため受け入れる	10ヶ所	県内者優先だが受け入れ可	10ヶ所	基本的に県内者のみ	1ヶ所	その他	1ヶ所
定員が下回るため受け入れる	10ヶ所								
県内者優先だが受け入れ可	10ヶ所								
基本的に県内者のみ	1ヶ所								
その他	1ヶ所								

3) 定員を上回った場合の選抜方法※

書類審査・面接・小論文を実施	5ヶ所
県の推薦、審査	13ヶ所

4) 講習会実施に当たっての工夫

近県と持ち回り制
 需給調査を実施
 ブロック内の情報交換
 5年毎に開催など

5) 教員確保に関する都道府県の方針

有り	10ヶ所/22ヶ所		
↳ 方針	<table> <tr> <td>必要に応じて看護教員養成講習会を開催</td> </tr> <tr> <td>大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど</td> </tr> </table>	必要に応じて看護教員養成講習会を開催	大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど
必要に応じて看護教員養成講習会を開催			
大学4単位教員にも看護教員養成講習会を勧めるなど			
無し	12ヶ所/22ヶ所		
↳	「各養成所に任せている」という回答が大部分であった		

6) 看護教員養成講習会実施における主な課題・要望※

受講者の確保	11ヶ所
講師の確保	10ヶ所
予算の確保	7ヶ所
委託先の確保	4ヶ所
講習会担当者の確保	4ヶ所
統一された基準で各厚生局による毎年の実施	4ヶ所
必要経費に対する国の補助	3ヶ所

2. 過去5年(平成16～20年)に実施していない25県

1) 看護教員養成講習会を実施しない理由

受講希望者が少ない	12ヶ所
委託先の確保困難	8ヶ所
講師の確保困難	1ヶ所
その他	4ヶ所

2) 教員確保に関する県の方針

有り	11ヶ所		
↳ 方針	<table> <tr> <td>県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている</td> </tr> <tr> <td>開催県への推薦を積極的に行っている など</td> </tr> </table>	県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている	開催県への推薦を積極的に行っている など
県立養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている			
開催県への推薦を積極的に行っている など			
無し	14ヶ所		
↳	「各養成所に任せている」という回答が大部分であった		